

# 若桜町乳児等通園支援事業

## こども<sup>☆☆</sup>誰<sup>Q</sup>でも<sup>☆☆</sup> 通園制度

### 利用の手引き

若桜町 町民課

Ver.1（令和8年3月）

## 目次

I はじめに	… P 3
II 利用の流れ	… P 5
III 利用料等	… P 9
IV 実施施設	… P10
V キャンセルポリシー	… P11

# I はじめに

## 1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

## 2 一時預かりとの違いは

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」のではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

## 3 利用要件

0歳6ヶ月～満3歳未満のこども

※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外となります。

※利用日時点で上記の年齢を満たしていれば対象となります。

## 4 事業実施期間

令和8年4月1日から

※土日、国民の祝日、年末年始等で利用いただけない日があります。

## 5 親子通園

通園に慣れるまで時間のかかるこどもの対応として、利用当初の一定期間において親子で通園することができます。

## 6 利用の注意事項

施設の受入体制等の事情により、ご希望の利用がいただけない場合があります。

ご利用の手続きは、こども誰でも通園制度総合支援システム(つうえんポータル)を使用いただきます。

## 7 こども誰でも通園制度総合支援システム(つうえんポータル)

こども誰でも通園制度総合支援システムは、こども家庭庁が運用するシステムで、利用の認定や面談・利用の予約を行うことができます。

操作方法や手順等については、「こども誰でも通園制度総合支援システム 利用マニュアル 利用者」や「よくあるご質問」にてご確認ください。

・ログインURL:<https://www.daretsu.cfa.go.jp/Riyosya>

誰でも通園制度総合支援システム  
ポータルサイト 二次元バーコード →



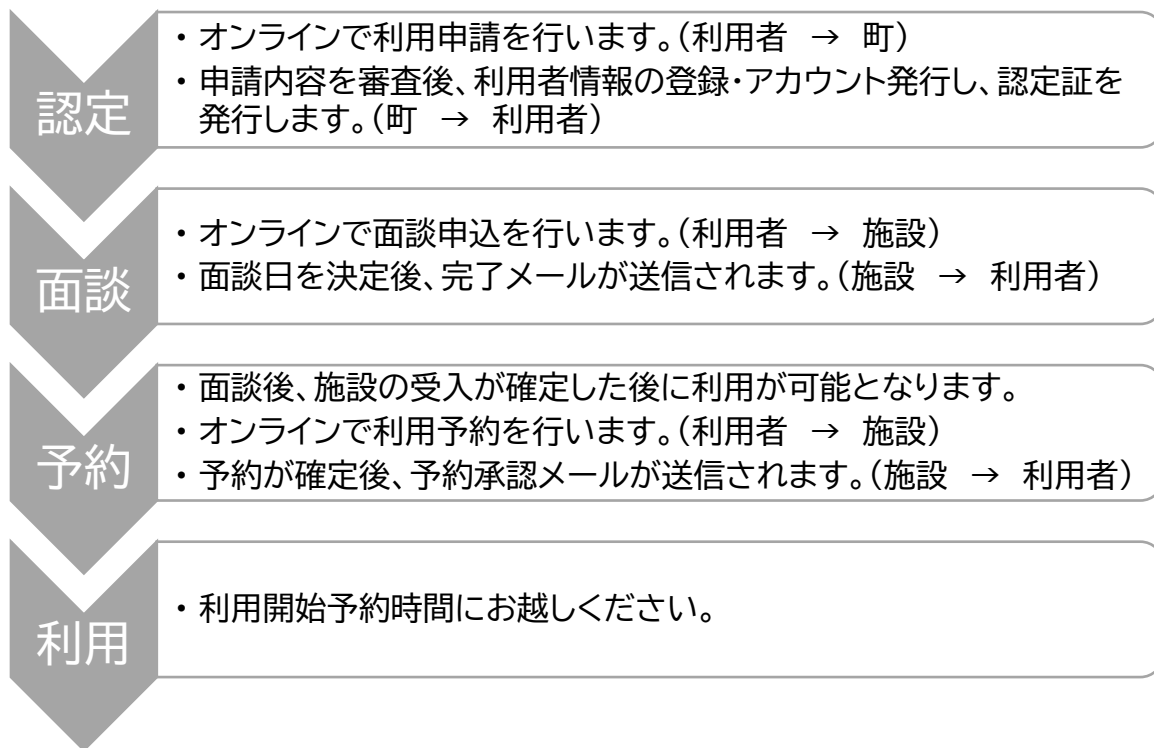
※申請等に関するメールは、[info@mail.cfa-daretsu.go.jp](mailto:info@mail.cfa-daretsu.go.jp)から届きますので、受信ができる状態にしてください。

### ・システム推奨環境

	端 末	OS	OSバージョン	ブラウザ
1	タブレット	Android	Android 16.x/15.x/14 .x	Google Chrome (最新版)
2	タブレット	iPadOS	iPadOS 26.x/18.x	Safari (最新版)
3	スマートフォン	Android	Android 16.x/15.x/14 .x	Google Chrome (最新版)
4	スマートフォン	iOS	iOS 26.x/18.x	Safari (最新版)

## Ⅱ 利用の流れ

一連の制度利用の流れは次のとおりです。



### 1 利用申請登録(利用者 → 町)

<申請方法>

こども誰でも通園制度総合支援システム(つうえんポータル)からオンライン申請をしてください。

誰でも通園制度総合支援システム  
ポータルサイト 二次元バーコード →



<申込目安>

利用を開始したい日のひと月前までを目安とします。

※申込目安以降も随時受付しますが、利用希望に沿えない場合があります。

## 2 利用登録認定(町 ⇒ 利用者)

<利用要件を満たしている場合>

申請内容を審査し、利用登録認定及びユーザーIDを発行します。  
(申請から利用登録認定までの目安は、受付後1週間程度です。)

ユーザーIDの発行を行った時点で、利用申請時に入力いただいたメールアドレスに登録完了メールを送信します。届いたメールに記載されているURLをクリックし、パスワードリセット申請後ログインいただけます。

<利用要件を満たしていない場合>

申請受付後、1週間程度で却下通知のメールを送信します。

## 3 こどもの情報を登録(利用者)

システムにログインし、利用者やお子さまの情報を漏れなく入力してください。

### 【利用者情報の入力】

システムにログイン>サイトメニュー>利用者情報管理>利用者(保護者)>氏名をクリック>基本情報やこどもの緊急連絡先を入力

### 【お子さま情報の入力】

システムにログイン>サイトメニュー>利用者情報管理>お子さま>氏名をクリック>食事・アレルギー情報、病気・予防接種の状況、発育情報を入力

## 4 面談の申込み(利用者 ⇒ 施設)

システムから、希望する施設の面談を予約してください。

※面談の申込みは、利用を開始したい日の2週間前までを目安とします。

※申込目安以降も随時受付しますが、利用希望に沿えない場合があります。

※施設を初めて利用する場合、面談は必須です。

## 5 面談申込受理・面談日程の調整(施設 ⇒ 利用者)

利用者の希望日時で面談を受けられる場合には、利用者にメールで通知します。

日程調整を要する場合には、施設から利用者に連絡させていただきます。

## 6 面談

利用者と施設で面談を行い、お子さまや利用に関する情報等について確認を行います。(概ね30分～1時間程度)

## 7 利用予約(利用者 ⇒ 施設)

システムから、面談が終了した施設の空き状況を確認し、利用日の登録を行います。

※利用はこども一人につき月10時間まで利用できます。(利用は1時間単位)

※利用者が予約の申し込みを行った時点で、事業所の予約枠は消費されたとみなされます。また、利用者の利用可能枠も同時点で消費されたとみなされます。

## 8 利用予約の確定(施設 ⇒ 利用者)

施設において、受け入れ可能と判断されれば、利用者に予約承認のメールを送信します。

※予約確定後においても、事業所職員の急病等不測の事態により、直前になって利用できない場合があります。

## 9 利用

施設にある2次元コードを読み取り、システムにログインして登降園時刻の打刻を行います。(2次元コードを読み込むことができない場合は、施設の職員にお伝えください。

利用料等は、利用のあった翌月初めに請求させていただきます。

無断キャンセルはおやめください。キャンセル内容によっては、キャンセルポリシーに従い対応させていただきます。

※同一施設を複数回利用される場合は、7～9の手続きを繰り返してください。

## 10 町外施設の利用

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、令和8年度から本格実施となり、町外の実施施設もご利用いただくことができます。

システムにログインし、ホーム画面のメニュー>「施設をさがす」で検索できます。

※施設を始めて利用される場合は、4～9の手続きを行ってください。

## 11 登録内容の変更

次のいずれかに該当する場合は、登録内容の変更(取消)申請をしてください。

①登録内容に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内で転居をした</li><li>・保護者及びこどもの氏名が変わった</li><li>・連絡先の電話番号が変わった</li></ul>
②利用料に関することに変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・婚姻、離婚、死別等、世帯情報に変更があった</li><li>・利用料の対象区分が変更となった</li></ul>
③利用登録の取消事由が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・町外へ転出する</li><li>・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に入所が決定した</li></ul>

### <申請方法>

システムにログインし、ホーム画面のメニュー>利用者情報管理で作成のうえ、速やかに提出してください。

## 12 利用料の算定基準年度の切替

9月より利用料の算定基準年度が切り替わるため、課税状況等によっては利用料が変更となる場合があります。

また、利用者の課税状況が確認できない場合、必要書類の提出を求める場合があるほか、未申告の場合は申告手続きが必要となる場合があります。

### Ⅲ 利用料等

#### 1 利用料

児童1人1時間あたり、次のとおりとなります。

世帯状況	利用料	確認書類
本町に住所を有する世帯 生活保護世帯	0円	生活保護受給者証
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割課税額 合計が77,101円未満の 世帯	100円	確認できない場合、必要 に応じて町民税・県民税 課税(非課税)証明書 等
要支援児童等のいる世帯	100円	
その他の世帯	300円	

利用料の算定は、次のとおり行います。

4月～8月	9月～翌年3月
前年の市町村民税で算定	当該年の市町村民税で算出

## IV 実施施設

施設名	若桜町立わかさこども園
所在地	若桜町大字若桜732番地2
電話番号	0858-82-0011
実施曜日・実施時間	月～金 9:00～正午
受入年齢	0歳6ヵ月から満3歳未満まで
給食有無	無

※実施曜日においても、施設の都合により受入ができない場合があります。

## V キャンセルポリシー

若桜町乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用におけるキャンセルポリシー

- ①施設に利用予約が完了した時点で、当キャンセルポリシーの対象となります。
- ②利用日の変更・キャンセルについては、予約前日の17時までに予約施設に直接連絡してください。予約前日の17時を過ぎたキャンセルの場合、利用時間は消費されます。
- ③当日のお子さまの体調不良等、予期しない当日キャンセルについては、できる限り速やかに予約施設に連絡してください。
- ④当日、利用開始時刻に遅れた場合や利用中の急な体調不良等によりお迎えの時間が早まった場合においても、利用時間や利用料金は予約時間で算定します。
- ⑤お迎えの時間は予約時間を厳守してください。万が一遅れてしまう場合は、利用時間の消費及び利用料金が発生します。
- ⑥無断キャンセル又は送迎の遅れが悪質と判断した場合には、当事業の利用をお断りするとともに、利用登録の取消をする場合があります。

	前 日		当 日		
連絡の有無及び期限	17時までの施設連絡	17時以降の施設連絡	体調不良・感染症罹患等による連絡ありのキャンセル	無断キャンセル及び当日利用時間開始以降に施設へ連絡	当日利用開始時間に遅れた場合や早退等
利用料の支払	なし	なし	なし	なし	あり
利用時間の消費	なし	あり	あり	あり	あり